

甲斐市議会 建設経済常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和4年3月1日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	秋山照雄君	副委員長	松井豊君
	金丸幸司君		五味武彦君
	金丸寛君		長谷部集君
	藤原正夫君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議長 山本英俊君

説明のため出席した者の職氏名

産業振興部長	梅原剛君	都市建設部長	齊藤一己君
公営企業部長	小林信生君	農林振興課長	山岡広司君
商工観光課長	堤貞治君	建設課長	中澤一昭君
都市計画課長	大木康君	上下水道業務課長	望月新路君
上下水道工務課長	小宮山尚君	農林総務係長	大柴宏之君
農林振興係長	中込聡君	農林土木係長	土屋史朗君
商工労働係長	藤井亮一君	建設総務係長	根津秀樹君
建設管理係長	保坂俊和君	建設土木係長	小田切英規君
開発指導係長	池田靖君	緑化推進係長	三井賢治君
上下水道総務係	小松利也君	下水道総務係	広瀬美和君
経理徴収係長	鷹野美穂君	上下水道施設係	深澤勇也君

下水道施設
係長

杉田博一君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	山田洋	書記	森田公
書記	長田大地	書記	中込美智子

審査内容

1 条例等審査

議案第30号 市道路線認定の件

議案第23号 甲斐市農業振興地域整備推進協議会設置条例の制定の件

2 補正予算審査

議案第2号 令和3年度甲斐市一般会計補正予算（第10号）

議案第43号 令和3年度甲斐市一般会計補正予算（第11号）

議案第8号 令和3年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第3号）

議案第9号 令和3年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第10号 令和3年度甲斐市簡易水道事業会計補正予算（第3号）

議案第11号 令和3年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第4号）

3 その他

開会 午後 1時27分

○書記（中込美智子君） 連日のご参集、大変お疲れさまです。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただきまして、委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、秋山委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） 改めまして、こんにちは。

昨日までの本会議、特別委員会と、連日のご参集、大変ご苦労さまです。

本日の委員会は、今任期最後の委員会であります。このメンバーでの開催も、本日が最後ということになります。この2年間、松井副委員長をはじめ、委員の皆様方のご協力により、円滑な委員会運営に努めることができました。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

本日の案件は、条例等審査が2議案、補正予算審査が6議案となっております。議事がスムーズに進行できますよう、皆様方のご協力をお願いしまして、挨拶に代えさせていただきます。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会します。

○委員長（秋山照雄君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁も、分かりやすく説明していただきたいと思えます。

審査に入る前に、お諮りします。本日は、円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに、条例等審査を行います。

議案第30号 市道路線認定の件を議題といたします。

本件は現地調査を行いたいと思いますが、委員よりご意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） お諮りいたします。本件は、お手元に配付した委員派遣計画書により委員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することに決定しました。

なお、委員派遣承認要求書は、委員長において作成し、議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、当局より説明を受け、現地へ移動したいと思います。

当局より説明をお願いします。

中澤建設課長。

○建設課長（中澤一昭君） お疲れさまでございます。本日もよろしく願いいたします。

それでは、建設課から、議案第30号 市道路線認定の件につきましてご説明をさせていただきます。

議案書は109ページ、110ページ、位置図につきましては、議会資料56ページから61ページになります。

市道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この案件を提出する理由でございます。

今回認定をお願いする路線は8路線であります。現地視察につきましては、1月20日及び2月18日に開催されました本常任委員会におきまして、109ページの上から5路線、路線番号1565、1566、1567、1568、1569の5路線を既にご確認いただいておりますので、本日は、109ページの最下段になります路線番号356、路線名、池久保宅造4号線、110ページをお願いいたします。路線番号357、路線名、池久保宅造5号線、路線番号358、路線名、北浦宅造8号線、議会資料の60ページ、61ページに位置します3路線につきまして、現地視察をお願いし、さきに視察していただいた路線と合わせ8路線の認定をお願いするものであります。

なお、本日確認していただきます3路線は、いずれも宅地分譲に伴う開発区域内の道路でございます。

詳細につきましては、現地で担当からご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

質疑については、現地調査の後、委員会室へ戻ってから行います。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 2時43分

○委員長（秋山照雄君） 会議を再開します。

現地視察、お疲れさまでした。

これより質疑に入ります。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。質問は一問一答とし、また、質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、現地調査を踏まえ、委員の質疑を受けたいと思います。

その前に、先ほど現地で私のほうから、共有地についての取扱いがどうなっているか、ちょっと担当にお聞きした件につきまして、池田開発指導係長からお話を承りたいと思います。

池田係長、よろしくお願いいたします。

○開発指導係長（池田 靖君） お答えいたします。

先ほどの路線ナンバー358に係る開発地における下水道を布設した箇所現状であります。地目は公衆用道路となっております。名義につきましては、分譲地に係る区画の方々の共有名義で持たせている状況であります。

また、本管を敷設する際には、民地でありましても、2戸以上の受益があつて承諾があるものにつきましては本管の布設は可能ということで、下水道課との協議が調っている次第であります。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） そのほか、何かご質疑ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で議案第30号の質疑を終了します。

これより、議案第30号 市道路線認定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第30号を終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時47分

○委員長（秋山照雄君） 会議を再開します。

続いて、議案第23号 甲斐市農業振興地域整備推進協議会設置条例の制定の件を議題といたします。

当局より説明をお願いします。

山岡農林振興課長。

○農林振興課長（山岡広司君） 大変ご苦労さまです。

それでは、農林振興課より、議案第23号 甲斐市農業振興地域整備推進協議会設置条例の制定の件についてご説明をさせていただきます。

議案の93ページ、94ページになりますので、よろしくをお願いします。

まず、94ページの下にあります提案理由になりますが、附属機関の設置について見直しを行い、要綱により設置している甲斐市農業振興地域整備推進協議会が地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関に該当するため、必要な事項を定める必要があります。これが本条例案を提出する理由でございます。

条例制定の経緯でございますが、地方公共団体が設置をする附属機関につきましては、地方自治法の規定により、法律または条例で定めるところにより設置をすることとされております。

地方自治法の規定に基づき市が設置をする組織等の設置根拠の適正化を図るため、今年度、全庁的に、要綱等を設置根拠とする市の組織について、附属機関の該当性の調査を実施し、附属機関に該当すると判断した組織については、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づきまして、新たに条例を制定することといたしました。

本条例案の甲斐市農業振興地域整備推進協議会につきましては、調査により附属機関に該当すると判断されたため、甲斐市農業振興地域整備推進協議会の設置に関する既存の要綱を廃止しまして、新たに条例による設置をするものでございます。

本条例案につきましては、既存の要綱の内容を踏襲しており、運営内容等に大きな変更はございません。

第1条の協議設置から始まりまして、94ページの第9条の委任までの規定を定めているものでございます。

附則では、施行期日及び経過措置を定めております。

以上で議案第23号 甲斐市農業振興地域整備推進協議会設置条例の制定の件について、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

松井副委員長。

○委員（松井 豊君） 附属機関ということなのですが、これは全市的に、あるいは全国的なのか、ちょっと参考までに。

○委員長（秋山照雄君） 山岡課長。

○農林振興課長（山岡広司君） 今回は全市的です。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 要綱を引き継いでいるので、内容はあまり変わらないと思うんだけど、一つだけ聞きたいのが委員の選定ですね。これも、前の要綱にあるものをそのまま踏襲しているということでもいいですかね。

○委員長（秋山照雄君） 山岡課長。

○農林振興課長（山岡広司君） 第3条の組織の関係でよろしいですね。同じでございます。

○委員（五味武彦君） 同じね。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で議案第23号の質疑を終了します。

これより、議案第23号 甲斐市農業振興地域整備推進協議会設置条例の制定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第23号を終わります。

これで、条例等審査を終了します。

次に、補正予算審査を行います。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） それでは、そのようにいたします。

議案第2号 令和3年度甲斐市一般会計補正予算（第10号）及び議案第43号 令和3年度甲斐市一般会計補正予算（第11号）は関連がありますので、一括で議題といたします。

初めに、農林振興課より6款農林水産業費、1項農業費及び13款諸支出金、1項基金費並びに繰越明許費について、一括で説明をお願いします。

山岡農林振興課長。

○農林振興課長（山岡広司君） それでは、引き続き、よろしくお願いします。

農林振興課より、2月補正につきましてご説明をさせていただきます。

最初に、議案第2号 令和3年度甲斐市一般会計補正予算（第10号）から、よろしくお願いします。

補正予算説明書の24、25ページ、厚いほうの補正予算説明書になると思います、24、25ページをお願いします。議案につきましては、10ページ、11ページ、厚いほうの議案になりますが、よろしくお願いします。

初めに、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費の03県営土地改良事業について、842万8,000円を増額補正させていただくものでございます。財源内訳につきましては、地方債の防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債が610万円、一般財源が232万8,000円でございます。

内容につきましては、県が県営土地改良事業として実施をしております中山間地域総合整備事業（双葉北部）について、国の令和3年度補正による県補正事業額の防災・減災、国土強靱化緊急対策事業で、5か年加速化対策による楯無堰や農道等の追加事業費の増額に伴います市の負担金の補正でございます。

次に、05土地改良区施設改修事業について、592万円を増額補正させていただくものでございます。財源内訳につきましては、地方債の防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債が360万円、その他の高岩頭首工本復旧工事費関係自治体負担金が222万8,000円、一般財源が9万2,000円でございます。

内容につきましては、農業用河川工作物等応急対策事業として実施をしています高岩頭首工事業について、国の令和3年度補正による県補正事業額の防災・減災、国土強靱化緊急対策事業で、5か年加速化対策による追加事業の増額に伴います市の負担金の補正でございます。

なお、関係自治体が負担する負担金につきましては、歳入予算において増額補正をさせていただきます。

次に、補正予算書の34、35ページをお願いします。

13款諸支出金、1項基金費、4目湧水対策施設建設等基金費について、2,000円を増額補正させていただくものでございます。財源内訳につきましては、その他の湧水対策施設建設等基金となります。

内容につきましては、基金積立金の増額による補正でございます。

次に、5目中山間ふるさと・水と土保全対策基金費につきまして、1,000円を増額補正させていただくものでございます。財源内訳については、その他の中山間ふるさと・水と土保全対策基金となります。

内容につきましては、基金積立金利子の増額による補正でございます。

次に、11目クラインガルテン基金費につきましては、1万円を増額補正させていただくものでございます。財源内訳につきましては、その他のクラインガルテン基金となります。

内容につきましては、基金積立金利子の増額による補正でございます。

36、37ページをお願いします。

16目森林管理基金費につきまして、9,000円を増額補正させていただくものでございます。財源内訳につきましては、その他の森林管理基金の1,000円と一般財源8,000円となります。

内容につきましては、基金積立金の増額による補正でございます。

続きまして、繰越明許費につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の次のページ、38ページをお願いします。議案につきましては14ページとなります。

初めに、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費の県営土地改良事業につきまして、委託料791万3,000円と負担金補助及び交付金4,397万8,000円を繰り越させていただくものでございます。財源内訳につきましては、市債の合併特例債及び防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債で3,970万円、その他の県からの委託料としまして791万3,000円、一般財源が427万8,000円でございます。

内容につきましては、県営土地改良事業として実施をしております双葉北部、楯無堰、茅ヶ岳東部の3事業において、本市が負担する負担金の繰越しで、該当する事業での支障物件の移設などに不測の日数を要したり、国の令和3年度補正予算、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業などの年度内完成が見込めないことから、繰越しの手続を行う

ものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費の土地改良区施設改修事業につきまして、負担金補助及び交付金592万円を繰り越させていただくものでございます。財源内訳につきましては、市債の防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債で360万円、その他の関係自治体からの負担金として222万8,000円、一般財源が9万2,000円となります。

内容につきましては、先ほどご説明をさせていただきました土地改良区施設改修事業の補正予算額592万円の全額の繰越しの手続を行うものでございます。

次に、議案第43号をお願いします。

説明は、薄いほうになります。第11号ということで、補正予算説明書の8ページと9ページ、議案につきましては、これもやっぱり薄いほうの4ページ、5ページでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の06地産地消事業費について、30万円を増額補正させていただくものでございます。財源内訳につきましては、全て一般財源でございます。

この事業は、新型コロナウイルスに負けない甲斐市応援プランとして、安心甲斐・市民支援事業の一つとして、地域社会を守るため、施設園芸農業者支援を行う事業であります。

内容につきましては、市内の施設園芸農業者に対し、原油価格の高騰対策として、農業用ハウスで使用する燃料費に対し、国の基準単価を参考にした差額を補助するものでございます。対象燃油は、100平方メートル以上の農業用ハウスで使用するA重油と灯油で、対象期間は、令和3年10月から令和4年3月までに農業用ハウスの加温に要する燃油とし、助成金額は、燃油1リットル当たり10円を助成するものでございます。

続きまして、繰越明許費につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の14ページになりますが、よろしくをお願いします。

今説明をいたしました06地産地消事業費の補正予算額30万円につきまして、全額の繰越し手続を行うものでございます。

以上が農林振興課の2月補正予算の内容となりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 1点だけお願いします。

土地改良事業の改修事業の中で、高岩頭首工の自治体負担割合が、今、甲斐市では222万8,000円ということかな、これは、あと北杜とか韮崎とかあると思うんですけども、均等割合ということではなくて、甲斐市がどのぐらいのあれですかね。これだけお願いします。

○委員長（秋山照雄君） 山岡課長。

○農林振興課長（山岡広司君） ここにある592万円は全市町村の負担金となりまして、基本、事業費の8%が、市が甲斐市と甲府市と昭和町になるんですけども、3市で8%の負担をするという中で、その8%のうちの甲斐市が62.352%で369万2,000円、甲府市が16.252%で96万3,000円、昭和町が26.396%で126万7,000円、合計が592万円でございます。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありませんか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 一番最後に説明をいただいた補正予算の地産地消ですか、ハウスの燃料費の補助、100平米以上が対象とかという説明だったんですけども、市内にはどのぐらいあるんですか、対象となる戸数というか。

○委員長（秋山照雄君） 山岡課長。

○農林振興課長（山岡広司君） うちで把握させていただいているのが、赤坂トマトのハウス、ぎゅぎゅっとねぎのハウス、双葉にあるイチゴ農園の関係のハウスが、今のところ、うちのほうで把握をしています。それ以上予算は持っていますが、農協とも話をしながら、もしあれば、そこも対象にしていきたいと思っております。取りあえず、今のところ3施設でございます。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） その関連で、これ、支払うのは4月以降になろうかというふうに思うんですけども、例えば領収書とか何とか必要なく、押しなべて1ハウス当たり幾らという形で、そのまま助成しちゃうのかな。やり方をお願いします。

○委員長（秋山照雄君） 山岡課長。

○農林振興課長（山岡広司君） 基本は領収書の、そういった支払った金額が分かるものでお願いをしたいと。そういう施設については、確定申告をやっておりますので、その数字を基にして支払うような形を考えております。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で農林振興課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時10分

○委員長（秋山照雄君） 会議を再開します。

続いて、商工観光課より7款商工費、1項商工費及び13款諸支出金、1項基金費並びに繰越明許費について、一括で説明をお願いします。

堤商工観光課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 大変お疲れさまでございます。

商工観光課の補正予算及び繰越明許費についてご説明をさせていただきます。

説明は、補正予算説明書別冊の補正予算説明書及びA4、1枚の資料、安心甲斐・市民支援事業、新型コロナウイルスに負けない甲斐市応援プランによりご説明をさせていただきます。

まず、一般会計補正予算（第10号）からご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の26、27ページをお願いいたします。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、02商工振興事業1億2,399万円の減額補正でございます。

本市の新型コロナに対する安心甲斐・市民支援事業として、休業等協力事業者応援金交付事業について、令和3年9月定例市議会におきまして、2億343万8,000円を増額補正させていただきました。この事業は、まん延防止等重点措置の対象区域に本市も指定され、県から発出された休業または時短要請に応じた市内飲食店等を支援するため、本市独自の応援金として、県が交付する協力金に30%を上乗せして交付するものであります。

9月補正予算では、県が交付する協力金の見込額を1日1店舗当たり6万円として計上しておりましたが、実績では平均して約3万2,000円であり、2月末時点における本市の執行

状況につきましては、168件、3,964万436円を支出しております。

今後の支出見込みから、報償費1億2,400万円を減額、役務費の郵便料1万円の増額について、補正をお願いするものでございます。

次に、34、35ページをお願いいたします。

13款諸支出金、1項基金費、12目地域振興基金費、01地域振興基金積立て59万1,000円の減額補正でございます。サテライト双葉の公営競技の売上金による事業者から本市への協力費を年度末に地方振興基金に積み立てるものであります。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、サテライト双葉の売上げが減少したことから、34、36ページに記載しておりますその他財源を減額し、積立金を減額するものでございます。積立金の内訳につきましては、基金運用利子積立金3万1,000円の増額、競輪270万円、競艇110万円、地方競馬20万円をそれぞれ減額、令和2年度の基金積み残し分337万7,073円の増額について、補正をお願いするものでございます。

次に、一般会計補正予算（第11号）についてご説明をさせていただきます。

まず、A4、1枚の安心甲斐・市民支援事業、カラー印刷のものをお願いいたします。

商工観光課では、2つの支援事業を実施いたします。

1つ目は、左上の地域経済の循環のために、①番、第3弾！元気甲斐プレミアム付商品券を販売、8億2,260万9,000円でございます。市民生活と地域経済を支援することを目的に、市内の登録事業所で使えるプレミアム付商品券の販売を行います。

次に、2つ目は、右上の地域社会を守るために⑧番、貸切バス・代行業者支援、900万円でございます。市内の運転代行業者及び観光バス事業者に対し、燃料費高騰対策として補助金を交付するものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算説明書の10、11ページをお願いいたします。別冊の薄いほうになります。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、02商工振興事業900万円は、貸切バス運転代行業者緊急支援事業でございます。財源につきましては、全額一般財源でございます。

新型コロナの影響により打撃を受けている市内の観光バス事業者及び自動車運転代行業者に対し、燃料高騰による経費負担を軽減することにより、事業継続及び経営安定化を図るものでございます。

補助金額は、観光バス及び運転代行自動車1台につき10万円を給付いたします。予算につきましては、90台、900万円の補助金を計上させていただきます。

なお、この事業につきましては、年度内での事業完了が見込めないため、併せて繰越明許費補正をお願いいたします。

次に、03プレミアム付商品券事業 8億2,260万9,000円でございます。財源につきましては、国の新型コロナウイルス地方創生臨時交付金 3億572万5,000円と、その他財源としてプレミアム付商品券の販売代金 3億8,500万円、残りは一般財源でございます。

商品券の第1弾は市民全員に1万円の商品券を配布、第2弾は1万円で1万3,000円分のプレミアム付商品券を販売、今回は、第3弾！元気甲斐プレミアム付商品券を市民1人に1冊、約7万7,000冊を販売いたします。

事業の概要は、市内の登録事業所で使用できる1万円の商品券を5,000円で販売いたします。第2弾は1万円で販売いたしましたが、より多くの方がお求めやすくなるよう、5,000円での販売といたします。

商品券を購入できる対象者は、令和4年5月1日時点で本市の住民基本台帳に記載のある者といたします。対象者には、世帯ごとに世帯員の氏名等を記載したA4、1枚の引換券を世帯主宛てに封筒で郵送いたします。商品券販売所には、引換券と運転免許証など本人確認ができるものを持参し、商品券を購入いたします。引換券には、購入済み印を購入した人数分押し、引換券は返却いたします。

世帯主以外でも、引換券に記載されている方であれば、どなたでも購入ができますが、必ず本人確認を行います。また、販売所に行くことができず、代理人に購入を依頼する場合は、依頼者の引換券と代理で購入する方の本人確認、依頼された理由についての確認を行い、不正防止に努めます。

商品券は1人1冊購入ができ、1,000円券10枚で1冊とし、全店共通券が5枚、延べ床面積500平米以下の小規模店舗専用券が5枚といたします。1,000円未満での商品券の使用ではお釣りは出ません。

商品券の使用期間は、令和4年7月1日から令和5年1月31日までの7か月間、商品券の販売は、商品券使用開始前の6月中旬から3週間程度の販売期間を予定しております。

第2弾では、1人2冊まで4万冊を販売しましたが、大変好評で、販売開始から1週間ほどで完売いたしました。購入できなかった方からの苦情が多く寄せられましたので、第3弾では、公平に購入できるように引換券による販売といたします。

なお、販売期間終了後に商品券の売れ残りがあった場合、再度の販売は行いません。

商品券を使用できる事業所の募集については、第2弾の登録店の514店に個別通知を行い、

募集いたします。また、新規登録店舗の募集につきましては、市の広報紙やホームページなどにより周知してまいります。

商品券の販売は、第2弾同様に、民間事業者や甲斐市商工会へ委託を検討しております。また、商品券の換金事務や事業実施に当たり、会計年度任用職員1名を雇用し、その人件費についても予算計上しております。

なお、この事業につきましては、年度内での事業完了が見込めないため、併せて繰越明許費補正をお願いいたします。

続きまして、14、15ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。15ページ、表一番上、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、繰越明許費8億2,260万9,000円につきましては、先ほどご説明いたしました第3弾プレミアム付商品券事業でございます。財源につきましては、国権支出金3億572万5,000円、その他財源3億8,500万円は、商品券売上代金であります。内訳につきましては、1節報酬から18節負担金補助及び交付金のとおりでございます。

次に、その下、貸切バス・運転代行事業者緊急支援事業につきましても、先ほどご説明をいたしましたものでございます。繰越明許費900万円、財源につきましては、全額一般財源であります。内訳につきましては、18節負担金補助及び交付金900万円でございます。

以上、商工観光課から、補正予算及び繰越明許費についての説明になります。よろしくお願いたします。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） お疲れさまです。

プレミアム商品券第3弾ということで、かなり前回とは違って大型で、5,000円の購入で1万円分ということで、大変市民には本当に、また商店とか、いろんな人に、コロナでちょっと落ち込んでいるときには最高になるんじゃないかなろうかと、そんなふうに思います。

今説明にあったように、幅が多過ぎてちょっとあれなんですけれども、取りあえず確認としましては、5月1日現在に住民票があるということですね。1軒、家族には通知が来て引換券が来ると。それは何歳とか、上はあれだけれども、生まれた子どももあれということですか。どんなところから家族に加わるということですかね。言っていること分かるかな。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） お答えします。

今ご質問がありました、5月1日を基準日として、甲斐市の住民基本台帳に記載されている、登録されている者となりますので、ゼロ歳の方から全てが対象になります。

○委員長（秋山照雄君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 分かりました。

それを、一番肝腎なところなんですけれども、今度は本人が行くか、あるいは、家族だったらあれなんだけれども、証明書あるいはということは、免許証かマイナンバーカードとか、何かしら持って行って、それをするんですけれども、ただ、今言った代理人にした場合は、委任状とかそういうのじゃなくて、代理人もそれを証明するものを何か持っていくんですけれども、そのところももうちょっと詳しく説明願いたい。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 今ご質問がありました、住民基本台帳に載っていて、世帯ごとに通知を出します。世帯の、4人家族であれば、4名の方どなたでも構いませんので、引換え場所に、世帯主でなくても、奥様が来ても大丈夫です。その際には、来る方の運転免許証やマイナンバーカードなどで本人確認を行います。それと引換券が必要になります。

代理の方、例えばおひとり暮らしの方で、購入が困難とかといったときに、例えば身内の方にお問い合わせするといったときに、引換券を依頼する方にお渡しをして、依頼された方は引換券とご本人を証明できる身分証明書、運転免許証だとかマイナンバーカードをお持ちになって、そうすると、引換券と名前が違っていますので、販売所では、なぜですかということでお問合せをします。実はこれこれこういうわけで依頼されて、家族の者ですけれどもという形で話をし、不正防止というか、そういったものを行うという形で販売を行いたいと考えております。

○委員長（秋山照雄君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） そのところなんですけれども、うちの自治会では触れ合い、助け合いの会があって、買物支援とか、病院なんかを週に何回か決めて、手分けしてやっている。そのときに、ちょっとこの間そんな話をしたら、すごいねということで、例えば、そういうことありますれば、ひとり暮らしをしている人なんか、買物に連れていったり、いろいろするんですけれども、病院とか。そういうのも、代理人が他人になるわけですけれども、全然、その人も券を持って、今の課長の説明のように、自分が証明書を持っていけば、引換

券が可能ということですよ。そこのところをもうちょっと。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 福祉関係とかで、ヘルパーさんとかに頼むという場合も想定されますので、その際も、身内でなくても、ヘルパーさんに引換券をお渡しすることによって、委任者とみなしたという形で、こちらのほうで判断しまして、その方が自分の身分を証明して、ヘルパーをやっている者ですという形で伝えていただければ、購入が可能という形を取らせていただきます。

○委員長（秋山照雄君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 10ページの補正、今のプレミアム商品券の件ですけれども、10ページのその他のところにある財源内訳のところの、これは購入した市民からもらう5,000円分が、この金額ということいいんですか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） そのとおりでございます。

商品券の5,000円の売上げが7万7,000冊ということで、その半分、5,000円分ですから、3億8,500万円という金額になっております。

○委員長（秋山照雄君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） そうすると、それと同じ金額を今度は市が補填をするので、トータルで6億1,000万円ぐらいになるということですかね。事業費の合計が8億2,000万円なので、そうすると、2億1,000万円ほどが出るんですけれども、この2億1,000万円が今度は、郵送料とか引換券の印刷だとか、いろいろの経費が2億1,000万円かかるという、そういうことですか。

○委員長（秋山照雄君） 藤井商工労働係長。

○商工労働係長（藤井亮一君） 今、長谷部委員、6億幾らがお支払いをする分の金額だとおっしゃいましたが、実際には……

○委員（長谷部 集君） 間違いましたね、7億7,000万円。

○商工労働係長（藤井亮一君） 7億7,000万円になりますので、実際、プレミアム付商品券の事務費としては4,897万7,000円、ここに人件費の363万2,000円が加わるという形になります。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） すみません、ちょっと計算間違えました。

お聞きしたいのが、前回の第2弾のときには、どうせすぐ売り切れるだろうなど、売り切れれば、市民のほうから、もうないのかというクレームが来るのかなというのは想定内だったので、今回の全員に平等というのは、すごくいいなと思っています。

ただ、引換券を郵送するとかというと、もちろん手間もかかるけれども、その経費って多分すごい金額だと思うんですけども、引換券と引換券を郵送するという事務人件費みたいなものも含めて、どのぐらいそれでかかるんですか、金額的には。

○委員長（秋山照雄君） 藤井係長。

○商工労働係長（藤井亮一君） 引換券の印刷が、封筒まで、封入封緘を予定しておりまして、そちらが約700万円で、あと、商品券の印刷が約1,800万円ほど、予算上は予定をしております。ここから下がると思いますけれども、予算上はそんな形になっております。

以上です。

〔「郵送料」と呼ぶ者あり〕

○商工労働係長（藤井亮一君） 郵送料は、約300万円ほど予定しております。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 結構かかっちゃいますけれども、市民は多分平等になって、お金かけるだけのことはあるかなと思っていますので、いいかなと思います。

ちなみに、先ほど言った家族が1世帯の家族の中で、例えば4人家族だと4人分が来ました。最初引き換えた、買うのはそのうちの2人分だけ、2万円分だけ買ったけれども、残り2万円分はまた後日とか、買うかどうか分からないみたいなときには、その引換券というのは、さっき預かっちゃうという話を聞いたんですけども、それは2人分だけ使って、残り2人分はまだ持って帰れるというか、そういう考えでよろしいですか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 今ご質問がありましたのは、4人家族であれば4枚購入ができるんですけども、今日は1万円しか持っていないと。引換券の販売所に行ったときに、じゃ1万円だけ2冊買いますといったときに、4人分記載がありますので、2人分に済み印、購入印を押します、引換券はお返ししますという形で、後日、2冊分を後から購入ができるという形になります。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑ありますか。

松井副委員長。

○委員（松井 豊君） 27ページの補正で、商工振興事業の1億2,399万円の減額ですが、これ、減額がかなり大きいんですが、予定とどう違ったのか、ちょっと説明してください。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） こちらのほう、去年の9月にまん延防止等がありまして、山梨県から飲食店等に休業または時短要請が行われたんですけれども、その中で、県が交付する額の30%を上乗せして支援するということがあったんですけれども、県の交付額が3段階に分かれておりまして、一番少ないのが3万円、次が3万円から10万円で、10万円以上は10万円が天という形で、商工観光課のほうで試算をしたのが、真ん中の6万円が休業の1日当たりの交付額という形で予算を計上させていただきましたが、実際、実績につきましては約3万2,000円ということで、6万円の予算に対して実績が3万2,000円ということで、減額をさせていただきました。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） プレミアムに戻って申し訳ないんですが、私、住民基本台帳というの、ちょっと性質がなかなかまだ分からなくて、例えばの話、施設に入っている方がいらっしゃるんですよ。それで、家族が市内にいれば、そこの中に入ると思うんですが、施設の中に住民票があるという人がいるんですか。これは戸籍係に聞かなきゃ分からないだろうけれども、いると思うんですよ。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） そのあたりにつきましては、住民基本台帳の登録が戸籍課のほうになりますので、ちょっと詳しいことが分からないんですけれども、住民票自体をそこに置いている方もいますし、置いていない方もいらっしゃいます。

例えば大学生とかで、東京とか行っている方についても、住民票をそのまま甲斐市に置いたままで独り暮らししている方もいますし、逆に移転している方もいますので、こちらとしましては、5月1日の基準日に住民基本台帳に登録されている者のみという形で判断させていただきますけれども。

以上になります。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 多分、施設で住民票があるという人には、当然通知がいくんだらうけ

れども、当然1人では買いに行けない。そうすると、寮長とか、そういった方々が主として買いに行くという格好になるかと思うんです。

ただ、漏れがあっちゃ困るという部分ですね。例えば住民票にない人まで送っちゃう、逆に、いるべき人に送らなかったということがありますので、これは戸籍とゆっくり相談して、漏れのないようにしていただければ、それはそれで結構だなというふうに思います。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） 答弁はいいですか。

○委員（五味武彦君） お願いします。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 今、五味委員さんからのご意見というか、ありましたので、こちらの商工観光課としても関係課と連携を取りまして、漏れのないように通知したいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありませんか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） プレミアム券のことですけれども、このあれには、前回は一般のあれと大型店ということで色を分けてあったので、今回は共通じゃなくて、やっぱり分けるんですか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） お答えします。

1万円の商品券に対しまして、5,000円が共通になります。こちらのほうは、自費で5,000円を払いますので、5,000円は甲斐市内どこでも使える、登録店では使えるもの、残りの5,000円がプレミアム分ということで、小型の小規模店舗ですね、延べ床面積が500平米以下ということで、そういったところに支援するという形で、5,000円分は小規模店舗とさせていただきます。

色分けにつきましては、前回同様、前回は赤と緑でしたので、その色は変えますけれども、同じような2種類を使いまして、商品券を作成したいと考えております。

○委員長（秋山照雄君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） じゃ、それはそれであれだけれども、今松井委員が質問した、去年の8月からまん延防止がかかって、初め県がやって、あと、国がちょっと3日遅れてやったんですけれども、そのことについての、今言う説明の中で減額した分の1億何がしが、それと

ということですかね。減額をした分ですか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 先ほどご説明したまん延防止の減額と、このプレミアムは全く別物でありますので、予算的にも別のものになりますので、減額したのは、あくまでも県の要請があった休業したところになります。

○委員長（秋山照雄君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 今の一連の減額は、プレミアムとは関係ないからということですよ。今回のプレミアム券とは関係ないということで。

それであれば、実は山梨県だけ、まん延防止をしないということで、かなり山梨県の、特に甲府市内とか笛吹市内の旅館組合とか飲食店が、物すごく県に要望書を出しているんだけど、なかなか県はまん延防止をしないということで、ここまで来ているんですけども、そんな点があって、甲府市さんと笛吹市さんは、じゃ市独自で、単独でまん延防止をやるというところまでいったらしいんですけども、そうはいかないということで、違うことに切り替えようといったけれども、いち早く甲斐市さんは、プレミアム券でそういうところをカバーしようと、補填しようということで、本当に素晴らしいと思うんですけども、でも、先ほどの1億2,000万円を減額するのであれば、甲斐市独自のまん延防止措置を取ってもよかつたんじゃないかと、こんなふうに思う、これは今からも、どうなるか分かりませんが、これは新年度、今の補正で、また来年度になって、令和4年度になっても考えればいいので、何かそんな措置を、ぜひ商工会通じて、いろんな会議所でも商工会議所でも、県にはそういう業者とか店舗の人たちが要請・要望しているんだけど、なかなか県のほうではやれないということで、かなり、中には店を閉めるというような食堂もいるそうですから、そんなこともよく考えていきたい、こんなふうに思います。これは要望です。

その下の貸切バスと代行車なんですけれども、今の説明だと、これは市の単独で900万円ということなんですけれども、台数とガソリン代ということなんですけれども、ちょっと、貸切バスが何台、大体大枠、代行車が何台と、詳細分かりますかね。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） お答えします。

貸切バスの事業者、貸切バスですね、観光バスが甲斐市内に3社ございまして、30台をこちらのほうでは把握しております。自動車運転代行業者につきましては、16社60台を想定しております。ということで、合計で90台という内訳になっております。

○委員長（秋山照雄君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 代行車というのは軽四なんですよ。観光バスって大型バスとか、中型もあるんですけども、それに、1台につき同じ金額ということはないですよ。そのところ、あまりにもこれじゃ観光バスのほうが。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） そのとおりでございまして、貸切バスと運転代行につきましては、こちらのほうで、リッターも違いますし、燃料がガソリンと軽油の差もあります。軽油につきましては、市の単価契約で、金額が1年間で30円ほど上がっているという形になっていまして、ガソリン代についても、同じく30円という形で計算をしております。

貸切バスにつきましては、1台当たりが年間で19万2,000円ほど、燃料高騰についてかかっております。運転代行につきましては、11万2,000円ほどの試算になっております。ということで、10万円を上限としまして計算しておりますので、それ以上にかかっているという形で、補助額については10万円というふうに考えております。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 今のバスで、3社で30台ということですよ。市内、玉観、敷島観光、何とか何社かある、山梨交通のバスは、これには入っていないんですか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 市内の観光バスが、今、先ほどおっしゃいました玉観光バス、竜王交通と、あと敷島観光バスの3社を想定しております。山交につきましては、公共交通のほうで、経営戦略課のほうで公共交通も同じように、バスの燃料高騰に伴う事業継続という形で、同じく1台につき10万円を予定しておりますので、また、総務教育常任委員会ですかね、そちらのほうで説明があるかと思えます。

〔「この紙のどこに書いてある」と呼ぶ者あり〕

○商工観光課長（堤 貞治君） 公共交通が、カラーのやつの右側の⑤番がそちらになります。バス、タクシーに対してという形で。こちらのほうは経営戦略課のほうから説明がありますので、よろしく申し上げます。

○委員（五味武彦君） もう一ついいですか。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） またプレミアムに戻っちゃって申し訳ないんですけども、この間うち

の家族に、今度は5,000円で1万円だよと、非常に喜んでいましたけれども、実際、PR活動のスタートはどのくらいになるんですかね。5月1日現在、それから、7月中旬から売り出すということだから、当然、広報とかホームページで、ぼちぼちPRしなきゃならないし、マスコミの力を使ってPRさせるということも必要だと思うんですよ。大体その辺のスケジュール立てというのは、今からだとは思いますが、ちょっと教えてもらえますか。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） まず、マスコミについてプレスをするのは、3月4日が本会議となりますので、それ以降という形になります。広報等は、事業者募集が一番先になりますので、4月からという形になります。あと、一般の方が購入できるというのが、6月の中旬を予定していますので、6月の広報には間に合わせるように載せたいと考えております。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） ちょっと遅過ぎるような気がするな。6月号の広報は5月の末に出ますよね、そこから、6月中旬から売り出すんですよね。もうちょっと一月前倒しのような、例えば4月末に出るといようなことは、ちょっと無理なのかね。要するに、5月号で出すということは無理なのか。どうなんだろうね。

○委員長（秋山照雄君） 堤課長。

○商工観光課長（堤 貞治君） 販売開始が6月中旬なんですけれども、5月号の広報に早く載せるということも可能なんですけれども、その辺がいいのかどうかという、早めにお知らせして、なかなか買う通知が来ないという形もございますし、5月1日が基準日ですので、それ以降に通知は、そこから作業を進める形になりますので、その辺も含めて検討させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○委員（五味武彦君） 検討していただければ結構です。

以上です。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で商工観光課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 3時56分

○委員長（秋山照雄君） 会議を再開します。

続いて、建設課より8款土木費、1項土木管理費、2項道路橋梁費及び13款諸支出金、1項基金費並びに繰越明許費について、一括で説明をお願いします。

中澤建設課長。

○建設課長（中澤一昭君） 引き続き、よろしくお願ひいたします。

それでは、建設課の補正予算につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の26ページ、27ページをお願いいたします。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、ナンバー12土木総務事業におきまして、71万1,000円の減額補正をお願いするもので、減額に伴う財源内訳は、国・県支出金で33万1,000円の減額、また、地方債につきましては、県事業である急傾斜地崩壊対策事業が国の補正予算に伴い防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債の対象となったため、240万円の増加、一般財源につきましては278万円の減額となります。

内容といたしましては、12節委託料の減額は、昨年引き続き、富士川流域河川一斉清掃が新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止になったことから、ごみ処理委託料で2万6,000円と、決算見込みにより、木造住宅耐震診断委託料で32万円、旧和紙公図データ化及び修復委託料の契約執行差金で16万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、18節負担金補助及び交付金では、決算見込みに伴い、木造住宅耐震リフォーム事業費補助金を20万円減額するものであります。

続きまして、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、ナンバー01道路新設改良事業におきまして150万円の減額をお願いするもので、財源内訳は全額一般財源の減額となります。

内容といたしましては、21節補償補填及び賠償金で、道路改良事業に伴う電柱等の移設補償費の不用額を減額するものであります。

続きまして、2項道路橋梁費、3目橋梁維持改良費、ナンバー01橋梁長寿命化推進事業におきまして150万4,000円の減額をお願いするもので、財源内訳は、国・県支出金で道路メンテナンス事業費補助金が追加配分されたことにより19万5,000円の増額、一般財源は169万9,000円の減額となります。

内容といたしましては、12節委託料で、橋梁点検業務委託の契約執行差金150万4,000円

の減額であります。

続きまして、34ページ、35ページをお願いいたします。

13款諸支出金、1項基金費、7目市営住宅事業基金費でございますが、2万円の増額をお願いするものであります。財源内訳は、市営住宅事業基金の増額で、内容としましては、金利変動に伴う基金積立金の増額であります。

次に、繰越明許費の補正についてご説明いたします。

38ページをお願いいたします。

内容といたしましては、下から2段目、8款1項1目土木総務事業につきまして、18節負担金補助及び交付金で340万5,000円の繰越しをお願いするもので、財源内訳は市債240万円、一般財源100万5,000円であります。

内容といたしましては、県が実施しております急傾斜地崩壊対策事業におきまして、事業内容の変更により年度内の事業完了が見込めないことから、繰越しの手続きをお願いするものであります。

以上が建設課からの補正予算及び繰越明許の内容となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で建設課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 4時02分

再開 午後 4時03分

○委員長（秋山照雄君） 会議を再開します。

続いて、都市計画課より、8款土木費、4項都市計画費について説明をお願いします。

大木都市計画課長。

○都市計画課長（大木 康君） 大変お疲れさまでございます。本日もよろしくお願ひいたします。

都市計画課から、補正予算の内容をご説明させていただきます。

補正予算説明書の26、27ページをお開きください。

8款土木費、4項都市計画費、7目緑化推進費、01緑化推進事業につきましては、財源内訳の更正をお願いするものでございます。

本市の緑化推進事業として実施しております甲斐市生け垣及び花壇推進等に関する補助要綱に基づく生け垣・花壇設置補助金につきましては、これまで国の社会資本整備総合交付金の補助対象となっておりましたが、本年度から補助対象外となったため、財源内訳のうち国庫支出金24万3,000円を減額し、全額一般財源とするものであります。

なお、今回の財源内訳の更正に伴う歳出予算の増減額はございません。

以上で今定例会に提案いたしました補正予算の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員より質疑等がありましたら、お願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で都市計画課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 4時04分

再開 午後 4時06分

○委員長（秋山照雄君） 会議を再開します。

続いて、上下水道業務課、上下水道工務課より、4款衛生費、2項環境衛生費、3項清掃費及び6款農林水産業費、1項農業費について、一括で説明をお願いします。

望月上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（望月新路君） よろしくお願ひいたします。

それでは、上下水道業務課、工務課から、一般会計補正予算の説明をさせていただきます。
補正予算説明書の24、25ページになります。

4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費、27節繰出金72万8,000円の減額につきましては、16簡易水道事業会計繰出金を簡易水道事業会計の決算見込みにより、不用額72万8,000円を減額するものです。

内容につきましては、この後の簡易水道事業会計補正予算においてご説明させていただきます。

続きまして、同じページの4款衛生費、3項清掃費、1目清掃費、27節繰出金108万2,000円の減額につきましては、08地域し尿処理施設特別会計繰出金を決算見込みにより、不用額108万2,000円減額するものです。

内容につきましては、この後の地域し尿処理施設特別会計補正予算においてご説明させていただきます。

続きまして、同じページになりますけれども、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、27節繰出金79万2,000円の減額につきましては、20農業集落排水事業特別会計繰出金を決算見込みにより、不用額79万2,000円減額するものです。

内容につきましては、この後の農業集落排水事業特別会計補正予算においてご説明させていただきます。

一般会計につきましては以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で上下水道業務課、上下水道工務課関係の質疑を終了します。

これで、議案第2号及び議案第43号の質疑を終了します。

これより議案ごとに順次討論、採決を行います。

初めに、議案第2号 令和3年度甲斐市一般会計補正予算（第10号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第2号を終わります。

次に、議案第43号 令和3年度甲斐市一般会計補正予算（第11号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第43号を終わります。

続いて、議案第8号 令和3年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

歳入歳出一括で当局より説明をお願いします。

望月上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（望月新路君） それでは、地域し尿処理施設特別会計の補正につきまして説明をさせていただきます。

議案書の47ページをお願いします。

議案第8号 令和3年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第3号）になります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,050万5,000円とするものであります。

初めに、歳入からご説明させていただきます。

補正予算説明書の110、111ページをお願いいたします。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金5,000円の増額につきましては、地域し尿処理施設基金運用収入の増額に伴う補正であります。

次に、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金の108万2,000円の減額につきましては、事業費及び繰越金の確定に伴う減額補正であります。

次に、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の108万2,000円の増額につきましては、繰越金の確定に伴う増額補正であります。

次に、歳出になります。

112、113ページをお願いします。

1款衛生費、1項地域し尿処理施設費、1目地域し尿処理施設維持費につきましては、財源内訳の更正を行うもので、一般会計からの繰入金を108万2,000円減額し、一般財源を同じ額増額するものになります。

次に、2款諸支出金、1項基金積立金、1目地域し尿処理施設基金積立金の5,000円の増額につきましては、基金利子の増額に伴うものであります。

以上であります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で議案第8号の質疑を終わります。

これより、議案第8号 令和3年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第3号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第8号を終わります。

続いて、議案第9号 令和3年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

歳入歳出一括で、当局より説明をお願いします。

望月上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（望月新路君） それでは、議案書の53ページをお願いいたします。

議案第9号 令和3年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

こちらにつきましては、歳入予算の繰入金79万2,000円を使用料と繰越金に組み替える財源更正でありまして、総体予算額の増減はございません。

初めに、歳入からご説明させていただきます。

補正予算説明書の120、121ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料、1項使用料、2目行政財産使用料、1節行政財産使用料を1,000円増額、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金79万2,000円の減額につきましては、使用料とこの後の繰越金を事業費に充てることによる減額補正であります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の79万1,000円の増額につきましては、繰越金の確定に伴う増額補正であります。

次に、歳出になります。

補正予算説明書の122、123ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、財源内訳、その他一般会計からの繰入金79万2,000円の減額に伴い、一般財源を増額する財源更正であります。

説明については以上になります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

これより、議案第9号 令和3年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第9号を終わります。

続いて、議案第10号 令和3年度甲斐市簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

収入支出一括で、当局より説明をお願いします。

望月上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（望月新路君） 議案書につきましては、59ページをお願いいたします。

議案第10号 令和3年度甲斐市簡易水道事業会計補正予算（第3号）になります。

決算見込みに伴う補正になります。

第2条収益的収入及び支出ですが、収入の部、1款水道事業収益、既決予定額1億229万7,000円から補正予定額121万9,000円を減額し、1億107万8,000円とします。

支出の部、1款水道事業費用、既決予定額1億352万8,000円から補正予定額56万7,000円を減額し、1億296万1,000円とするものです。

第3条資本的収入及び支出ですが、予算第4条本文括弧中、不足する額3,892万8,000円は当年度分損益勘定留保資金3,668万6,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本金収

支調整額224万2,000円を、不足する額3,830万4,000円は当年度分損益勘定留保資金3,704万8,000円及び建設改良積立金125万6,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入の部、1款資本的収入、既決予定額3,746万1,000円から40万5,000円減額し3,705万6,000円に、60ページに進んでいただきまして、支出の部、1款資本的支出、既決予定額7,638万9,000円から102万9,000円減額し7,536万円とするものです。

内容につきましては、別冊の令和3年度（2月）公営企業会計補正予算説明書にてご説明いたします。

公営企業会計補正予算説明書の2ページ、3ページをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入の部、1款水道事業収益、補正予定額121万9,000円減額の内訳は、1項営業収益、2目受託工事収益1,000円の減額、これにつきましては、受託工事収益の見込みがないため減額するものです。

3目その他営業収益21万5,000円の増額、内容としては、申請手数料等が1万6,000円の減額、消火栓設置に伴う事務費等が23万1,000円増額となったため、合わせて21万5,000円増額するものです。

2項営業外収益、2目他会計補助金143万3,000円の減額は、事務費等の決算見込みにより、一般会計からの繰入金を減額するものです。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

支出の部になります。

1款水道事業費用56万7,000円の減額の内訳につきましては、1項営業費用、1目原水及び浄水費、動力費50万円の減額、これにつきましては、関係施設の電気料の不用額になります。委託料55万円の減額は、主に水質検査業務委託等の契約差金になります。

2目排水及び給水費委託料14万円の減額は、ポンプ設備保守点検業務委託等の契約差金によるものです。

3目受託工事費、工事請負費1,000円の減額は、給水関係受託工事費について、今後支出の見込みがないため減額するものです。

4目業務及び総係費5万円の減額は、燃料費の決算見込みによるものであります。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費6,000円の減額は、企業債利息の決算見込みによる減額になります。

5目消費税及び地方消費税68万円の増額は、決算見込みにより不足が生ずる見込みのため、増額をお願いするものです。

6ページ、7ページをお願いします。

資本的収入及び支出になります。

まず、収入の部、1款資本的収入40万5,000円の減額の内訳は、1項企業債、1目企業債については、施設等更新工事の工事費を企業債に充てており、今年度実施した7件の工事費について、入札差金合わせて約100万円少なく契約できたもので、そのため、企業債を100万円減額するものです。

3項負担金、1目他会計負担金11万円の減額は、消火栓改修工事等の工事費の契約差金により、負担金が減額となっております。

7項補助金、1目他会計補助金70万5,000円の増額は、公債費等の決算見込みにより、一般会計からの繰入金を増額をお願いするものです。さきに説明いたしました収益的収入の他会計補助金では減額補正としており、トータル的には、一般会計からの繰入金は72万8,000円の減額となっております。

8ページ、9ページをお願いします。

支出の部、1款資本的支出102万9,000円の減額の内訳は、1項建設改良費、1目建設工事費、工事請負費の契約差金によりまして、15万4,000円の不用額が生じております。

3目量水器費1,000円の減額は、決算見込みによる減額になります。

4目固定資産購入費の機械及び装置購入費として、87万7,000円減額しております。こちらは、緊急遮断弁更新工事ほか5件の更新工事の契約差金による減額になります。

2項企業債償還金、1目企業債償還金3,000円の増額は、企業債償還元金の決算見込みによる増額になります。

議案書の60ページにお戻りいただきまして、第4条企業債についてですが、限度額、既決予定額2,760万円から補正予定額100万円を減額し、2,660万円とするものです。

第5条他会計からの補助金につきましては、予算第9条中、6,370万7,000円を6,297万9,000円に改めるものです。他会計からの補助金は、全額一般会計からの繰入金になります。

簡易水道事業会計の補正予算の説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 4ページですか、こちらのほうですね、営業外費用で、消費税及び地方消費税10万円の予算だったんだけど、補正で68万円と。多分これ、前年度の消費税が確定したことによって増額したというふうに思われるんだけど、まずそこはよろしいですか。確定しないから、取りあえず10万円で踏んでおいて、確定後に増額したということだと思うんですが、そこでいいですか、理解は。

○委員長（秋山照雄君） 望月課長。

○上下水道業務課長（望月新路君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（秋山照雄君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） これ、毎年こういうことをやっているんだけど、例えば、来年度の予算はもう始まっちゃったから、しょうがないんだろうけれども、もうちょっと多めに盛るということはできないんですかね、ここは平均して。それは確定しないから駄目だということはあるんだけど、何か10万円の予算に対して68万円も増えちゃったというところ辺が、ちょっと違和感があるんですね。

今後の問題としてご提案しますけれども、予算時にある程度のは目安として、アバウトになるかもしれんけれども、ここまで増えることはないということ、予算の組替えをちょっと考えるべきじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○委員長（秋山照雄君） 望月課長。

○上下水道業務課長（望月新路君） 基本的には、収入と工事等の支出によって、予算のほうを組ませていただいております。

五味委員のおっしゃるとおり、金額ちょっと大きく増額させていただきましたので、今後、増額なり減額が少なくなるような形で予算のほうを組みたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（秋山照雄君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

これより、議案第10号 令和3年度甲斐市簡易水道事業会計補正予算（第3号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第10号を終わります。

続いて、議案第11号 令和3年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

収入支出一括で、当局より説明をお願いします。

望月上水道業務課長。

○上下水道業務課長（望月新路君） それでは、議案書の61ページをお願いいたします。

議案第11号 令和3年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第4号）になります。

第2条収益的収入及び支出ですが、収入の部、1款下水道事業収益、既決予定額16億2,035万5,000円から補正予定額282万5,000円を減額し、16億1,753万円とするものであります。

次に、支出の部、1款下水道事業費用、既決予定額16億3,495万3,000円から補正予定額650万円を減額し、16億2,845万3,000円とするものです。

次に、第3条資本的収入及び支出になります。

予算の第4条本文括弧中、不足する額5億3,832万3,000円は過年度分及び当年度分損益勘定留保資金5億3,832万3,000円を、不足する額5億3,155万2,000円は過年度分及び現年度分損益勘定留保資金5億3,155万2,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入の部、1款資本的収入、既決予定額9億9,756万7,000円に補正予定額402万6,000円を増額し、10億159万3,000円とするものであります。

次のページをお願いいたします。

支出の部、1款資本的支出、既決予定額15億3,589万円から補正予算額274万5,000円を減額し、15億3,314万5,000円とするものであります。

内容につきましては、別冊の令和3年度公営企業会計補正予算説明書でご説明いたします。補正予算説明書の16、17ページをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入の部、1款下水道事業収益、補正予定額282万5,000円の減額の内訳は、1項営業収益、2目受託工事収益215万9,000円の減額につきましては、田富町敷島線などの移設補償による収益が予定額より少ない見込みから減額するものです。

2項営業外収益、2目他会計補助金、一般会計補助金の66万6,000円の減額につきましては、公債費繰入金の決算見込みに伴う収益的収入予算と資本的収入予算の財源更正による組替え補正であります。

支出の部、1款下水道事業費用、補正予定額650万円の減額の内訳は、1項営業費用、1目管渠費委託料100万円の減額、これにつきましては、下水道施設等維持管理委託料の決算見込みによる減額になります。

2目受託工事費、工事請負費550万円の減額につきましては、田富町敷島線等の関連工事が見込みより少なかったため。減額するものです。

次に、資本的収入及び支出になります。

補正予算説明書の18、19ページをお願いいたします。

収入の部、1款資本的収入、補正予定額402万6,000円の増額の内訳は、1項企業債、1目企業債230万円の増額、これにつきましては、流域下水道整備事業債の増額によるものです。

4項負担金、1目工事負担金106万円の増額につきましては、田富町敷島線関連工事に伴う補償料が県の事業負担金の確定により増額するものであります。

7項補助金、1目他会計補助金、一般会計補助金の66万6,000円の増額につきましては、公債費繰入金の決算見込みに伴う収益的収入予算と資本的収入予算の財源更正による組替え補正であります。

次に、支出の部になります。

1款資本的支出、補正予定額274万5,000円の減額の内訳は、1項建設改良費、3目流域下水道建設負担金274万5,000円の減額になります。これにつきましては、釜無川流域下水道建設費負担金の確定に伴う減額になります。

ここで、議案書の62ページにお戻りいただきまして、第4条企業債についてですが、流域下水道整備事業の限度額について、既決予定額4,370万円に対し補正予定額230万円を増額し、限度額を4,600万円とするものであります。

説明は以上になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（秋山照雄君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

これより、議案第11号 令和3年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第4号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第11号を終わります。

これで補正予算の審査を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案審査は全て終了しました。慎重審議ご苦労さまでした。

最後に、その他を行います。

委員より、その他何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） 事務局より何かありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋山照雄君） なければ、その他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時40分